

一般社団法人日本障害者カヌー協会 選手・会員紀律規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会（以下、「当協会」という。）に会員として所属する、選手および会員（以下、「選手会員」という。）が遵守すべき責務及びこれに関する紀律を定め、障害者スポーツにおける不正行為等を防止し、以って当協会及び障害者スポーツに対する信頼の確保及び継続的な発展を図ることを目的とする。

第2条（選手会員の責務及び処分）

- 1 選手会員は、障害者カヌー選手としての自覚を持ち、その品位を保持し、社会倫理を重んじ、法令、障害者カヌーに関する諸ルール、当協会の規程その他関係する規範に反することがないように努めなければならない。
- 2 当協会は、選手会員の言動が前項の責務を怠るものと認めるときは、本規程の定めに従い、当該選手会員に対する処分を行うことができる。

第3条（処分の種類）

- 1 処分の種類及び程度は、その情状により次のとおりとする。
 - 1 戒告 … 始末書を提出させ、書面において警告を行い、将来を戒める。
 - 2 短期出場推薦停止 … 1年未満の期間において、公式競技会（国内大会と国際大会とのいずれも含む。以下同じ。）への出場推薦を行わない。
 - 3 長期出場推薦停止 … 1年以上3年未満の期間において、公式競技会への出場推薦を行わない。
 - 4 無期限出場推薦停止 … 以後の公式競技会への出場推薦を行わない。
 - 5 退会勧告 … 当協会からの退会を勧告し、勧告に応じないときは除名発議とする。
 - 6 除名発議 … 当協会定款の規定に従い、除名決議を発議する。
- 2 前項の規定は、当協会定款に従った役職の解任その他の措置を妨げない。

第4条（処分事由）

選手会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その情状により、前条に規定するいずれかの処分（以下、「第3条処分」という。）を行うことができる。

- 1 当協会の諸規定又は決定に反する行為をしたとき
- 2 公式競技会で実施される諸規則、その他選手として遵守が義務付けられるルールに反する行為をしたとき

- 3 犯罪行為を行い、又は関与したとき
- 4 犯罪の被疑者となったとき
- 5 社会的非難を受ける言動を行い、当協会の信用を失わせたとき
- 6 故意又は重大な過失により、当協会の施設、設備、備金又は機器に破損し、当協会に損害を与えたとき
- 7 当協会の事業を妨げる行為をしたとき
- 8 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、暴力、暴言その他の素行の不良で、当協会内の秩序又は風紀を乱したとき
- 9 当協会の秘密情報を、無許可で第三者に開示し、漏えいし、又は開示を試みたとき
- 10 当協会関係者を誹謗若しくは中傷し、又は虚偽の風説を流布若しくは喧伝し、当協会業務に支障を与えたとき
- 11 会計事務上の不適切な行為により当協会に損害を与えたとき
- 12 暴力団、暴力団員又はそれらの暴力団関係者と関わりを持ったとき

第5条（処分の決定）

- 1 第3条処分は、理事会の決議で決定する。
- 2 第3条処分は、前項の決定後速やかに、処分の内容、処分の対象となる事実及び処分事由を書面により対象者たる選手会員に通知しなければ効力を生じない。
- 3 対象者たる選手会員の行方が知れない場合には、当該対象者の届出住所又は家族の住所への送達されたときに前項の通知があったものとみなす。

第6条（処分の調査）

- 1 理事会は、選手会員に処分事由に該当する事実があったとの疑いがあるときは、適宜の方法により、当該事実の調査を行うことができる。
- 2 理事会は、当協会の会員及び役員が第3条処分の決定に必要な資料その他の記録を有していると認められる場合には、それらの者に対し、当該資料等の提出を命じることができる。
- 3 当協会が第3条処分を行う場合には、処分の決定に先立ち、対象者たる選手会員に対し調査対象事実を記載した書面を交付の上、弁明及び証拠提出の機会（以下、「弁明等の機会」という。）を付与しなければならない。
- 4 理事会は、事案の難易等を勘案し特に必要と認められる場合には、第3条処分の調査を第三者に囑託することができる。この場合において、当該第三者は、第3条処分の調査に関し、理事会と同様の権限を有するものとする。
- 5 前項の調査の囑託を受けた第三者は、調査の終了後速やかに、第3条処分に関する意見を付した調査結果報告書を理事会に提出しなければならない。

第7条（暫定処分）

- 1 当協会は、第3条処分の調査に長期間を要すると見込まれる場合であって、特に緊急の必要性が認められるときには、2カ月を超えない期間を定めた暫定処分として、出場推薦停止処分を行うことができる。
- 2 前項の処分の決定及び調査は理事会が行う。
- 3 前項の処分の調査は、即時に取調べが可能な資料を用いて行うものとし、理事会は対象者たる選手会員に弁明等の機会を与えるよう努める。
- 4 第5条第2項及び第3項の規定は、本条の処分の通知について準用する。

第8条（処分の取消し）

- 1 第3条処分又は前条第1項の処分（以下、「第3条処分等」という。）が事実誤認に基づく場合には、対象者たる選手会員は、第3条処分等の効力発生後1年以内に限り、理事会に対し、当該処分の取消しの申請をすることができる。
- 2 前項の申請は、第3条処分等の後に新たに発見された証拠を付して行わなければならない。

第9条（損害賠償）

当協会は、第3条処分の対象となる事実により損害を被った場合には、対象者たる選手会員に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

第10条（改正）

本規程の改正は、社員総会の決議により行う。

附則

本規程は、西暦2019年9月12日から施行する。